

監査公表第 575 号

平成 16 年 3 月 26 日監査公表第 499 号において公表した平成 15 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、京都市長から通知があったので、次のとおり公表します。

平成 19 年 12 月 17 日

京都市監査委員	椋田知雄
同	柴田章喜
同	江草哲史
同	出口康雄

平成 15 年度包括外部監査結果に対する措置状況 「京都市の住宅施策の財務に関する事務」

京都市との委託契約について

(都市計画局 - 1)

監査の結果
P82 <改善を要する事項> 京都市との委託契約については、その契約の内容をすべて遵守する必要がある。したがって精算時には、京都市は委託契約の履行状況を把握するべきであり、必要に応じて住宅サービス公社からそれを証する書類を徴して、その内容を確認すべきである。

講じた措置
住宅サービス公社との委託契約については、契約書を平成 16 年度に見直し、これまでの精算報告書に加え、監事による監査を経た決算書類及び事業報告書を提出させ、必要な場合は証拠書類等の提出を求めるなどして、履行内容の確認を行うよう改めるとともに、四半期ごとの委託業務実施報告により委託料の執行状況の確認を行うよう改めた。 なお、平成 18 年 4 月に、財團法人京都市住宅サービス公社は京都市住宅供給公社と統合しているが、執行状況の確認については前述の措置を引き続き行っている。

京都市と住宅供給公社との委託契約について

(都市計画局－2)

監 査 の 結 果

P110 <改善を要する事項>

向島学生センターに対する事業補助金については、補助金の金額の算定の根拠はなく、現金収支による実績も検証が行われていないため、交付年度においては余分な資金が住宅供給公社に留保されることになる。適正な現金収支による見積りにより補助金を交付し、実績の収支を検証されたい。

講 じ た 措 置

向島学生センターについては、留学生向け住戸について政策的家賃を適用し、その差額分を上限として、その運営全般に対して補助を行っている。

今般、監査結果で現金収支について余分な資金が留保されているのではないかとの指摘を受け、建設費に係る借入金の実際の返済予定額を含め現金収支について再度検証したところ、結果的に剩余金は発生していない。

留学生向け賃貸住戸の供給及び地域交流事業等を円滑に進めるためにも当該補助は引き続き必要であると認識しており、今後も収支実績を検証しつつ補助を行っていく。

(監査事務局第一課)